

令和5年4月1日策定

社会福祉法人福成会

社会福祉法人福成会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が健康で働きやすい職場環境においてその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの 1年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇、育児休業（パパ育休）の取得促進。

<対策>

- 令和5年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：年次有給休暇の取得促進。

年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 職員のニーズの把握、事業所毎に問題点の検討、有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況をとりまとめ、社内報などで有給休暇取得促進キャンペーンを行う。